※利息・手数料等はＪＡごとに異なります。詳細は
最寄りのＪＡへお問い合わせください。

商品概要説明書（ひな形）

ＪＡ事業者ローン

（2024 年 9 月 7 日現在）

商品名	ＪＡ事業者ローン
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満２０歳以上であり、最終償還時の年齢が満７１歳未満の方。 ○前年度税込年収が３００万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○営業年数が３年以上の方。 ○地区内同一場所の自己住宅（家族名義を含む。）に３年以上居住している方。 ○当ＪＡとの間で信用事業、経済事業または共済事業の取引実績が１年以上ある方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○事業に必要な設備資金・運転資金とします。
借入金額	○１０万円以上１，０００万円以内（１０万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。ただし、５００万円を超える場合は、有担保とし抵当権を設定させていただきます。 なお、運転資金の場合は５００万円以内とします。
借入期間	○１年以上１０年以内とします。（１か月単位とします。） なお、運転資金および無担保の設備資金は１年以上５年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、基準金利（短期プライムレート）を基準に定めた利率を適用いたします。 お借入後の利率は、利払日変動方式とし、基準金利改定日の基準金利（短期プライムレート）により、基準金利改定日以降最初の約定返済日の翌日から適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、３月１日および９月１日の基準金利（長期プライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および１０月１日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式とします。
担保	○不要です。 ただし、お借入金額が５００万円超となる場合、または最終償還時の年齢が満７１歳以上である場合は担保物件について、第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。また、建物には火災共済（保険）をつけていただき、火災共済（保険）金請求権に第一順位の質権を設定させていただきます。
保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（埼玉県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払いになります。 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は、年１．６％です。ただし、有担保の場合の保証料率は、年１．０％です。 【お借入額 500 万円あたりの一括支払保証料（保証料率年 1.6%の例）】

お借入期間	１年	２年	３年	４年	５年
保証料（円）	43,425 円	83,773 円	124,380 円	165,235 円	206，329 円

手数料	○ご融資の際、●●円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡにお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合○○部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、●●円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡバンク埼玉